

## 「食の安全ダイヤル」に寄せられた質問等について（1月分）

### （1）問い合わせ件数

平成16年1月1日～平成16年1月31日

49件

### （2）内訳

食品安全委員会関係	11件
食品健康影響評価関係	3件
食品安全基本法関係	2件
リスク管理一般関係 (うち食品表示に関するもの)	12件 (4件)
BSE関係	14件
鳥インフルエンザ関係	2件
その他	5件

### （3）問い合わせの多い質問等

#### 【食品健康影響評価関係】

Q. 「にがり」が体に良いと言われる一方、「にがり」という形でミネラルを摂取するのは問題があるという情報もあります。「にがり」のリスク等について教えてください。

A. 海水から食塩、塩化カリウムを取り出し、分離した残りが「にがり」であり、古くから我が国の食生活に用いられています。「にがり」の主成分は塩化マグネシウムであることが知られています。

マグネシウムは、重要な生理作用を有する栄養素で、人体に必要不可欠なもので、一般的に毒性の高いものではありません。しかしながら、乳幼児～小児のマグネシウム摂取は一般的に充足しているので、マグネシウムの摂取が特段必要な状況ではありません。マグネシウムを大量に摂取すると下痢等の消化器症状が起きる可能性等もありますので、乳幼児～小児以外の方々であっても、不必要に過剰な摂取は望ましいものではありません。

いずれにしても、日常の食生活全体の栄養のバランスに配慮し摂取することが大切と考えられます。

## 【BSE関係】

Q . ウシ由来の原料がサプリメント等のカプセルに用いられていると聞きましたが、カプセルの主原料であるゼラチンの安全性について教えてください。

A . ゼラチンは、主に牛の骨や皮などを原料にして製造されます。これらのゼラチンや原料については、

これまでの実験から、骨や皮そのものにBSEの感染性は検出されないこと我が国では、特定部位（頭部、せき髄、回腸遠位部）の使用の禁止及び交差汚染の防止など、原料に特定部位が含まれないよう対策が講じられていること

BSE発生国からのゼラチンや原料は、輸入禁止等の措置を講じていることなどによって、安全性が確保されています。さらに、

せき柱（いわゆる背骨）に含まれる背根神経節に、せき髄と同程度のリスクがあるため、平成16年2月中旬から、BSE発生国のせき柱（尾椎等を除く）の使用が禁止され、ゼラチンの原料としても利用できなくなることで、一層の安全性確保がなされることとなります。なお、厚生労働省が行った平成15年8月の実態調査によれば、牛骨ゼラチンに国産のせき柱を使用する実態はないとの結果が得られています。

なお、世界保健機関（WHO）は、ゼラチンの安全性について、上記に加えて、ゼラチン製造工程中のアルカリ及び酸での処理工程がBSEの病原体の不活化に有効であるとのことから、安全性の問題はないとの見解を公表しています。

Q . 米国のBSE発生に関し現地調査団に委員会からも参加したということですが、調査団の報告について、わかりやすく教えてください。

A . 今回の調査団には、食品安全委員会事務局からも職員1名が参加しました。調査団は、米国で発生したBSEについての事実関係及び米国等のBSE対策について調査することを目的に、1月8日から18日までの日程で、米国及びカナダの政府機関や食肉処理施設などを訪問しました。

今回、米国で確認されたBSE感染牛は、カナダ・アルバータ州の牧場で1997年に生まれ、2001年に米国に輸入されたものです。米国は、カナダと協力しながらカナダから感染牛と一緒に米国に輸入された牛や、感染牛が生まれた農場で同時期に育てられていた牛、感染牛が産んだ牛などの追跡調査を行ってまいりました。

また、米国におけるBSE対策については、以下の通り報告されています。

1990年から24ヶ月齢以上の歩行困難な牛や死亡した牛、中枢神経症状を示

す牛等といった「高リスク牛」といわれる牛を中心に、BSEの発生状況を監視するための調査（サーベイランス）が、免疫組織化学的検査という方法によって検査が実施されており、検査対象頭数を現在の2万頭から4万頭（米国のと畜頭数全体の約0.1%）に増やすことを検討中であること

反すう動物（牛や羊など）を原料とした飼料を反すう動物に与えることを禁じた措置（フィード・バン）について、小規模農家を含めた措置の対象範囲の拡大や飼料工場などで反すう動物用の飼料に反すう動物からできた原料が混入すること（交差汚染）を防ぐための措置の強化を検討中であること

以下の追加的措置を実施すること（イを除いて追加的措置の実施（1月12日）以降3ヶ月間のパブリックコメントを求めており、その結果により改正される可能性あり）

ア 歩行困難な牛の食用禁止

全ての月齢の歩行困難な牛のと畜場への搬入を禁止する。

イ BSE検査中の牛肉についてBSE陰性が確認されるまで流通停止

ウ 空気注入気絶法（圧縮空気を牛の頭内に発射することで牛の脳を破壊する方法）の禁止

エ 特定危険部位（SRM）の除去の義務付け

30ヶ月齢以上の牛の頭蓋、脳、眼、三叉神経節、脊髄、脊柱及び背根神経節並びに全ての月齢の回腸遠位部及び扁桃をSRMとするが、回腸遠位部の除去を確実にを行う観点から、小腸全体を除去の対象とする。

オ AMR（高圧で骨を破壊することなく肉を採取する方法）肉の規制強化最後に、今回の調査のまとめとして以下の事項が指摘されています。

今回のBSE感染牛のカナダでの同居牛が米国に輸出されており、また、当該牛にカナダで給与された肉骨粉が米国へも輸出されていた可能性がある。

米国とカナダでは、肉骨粉を含む飼料・飼料原料、家畜・畜産物等が相互に流通してきており、牛肉関連産業が強く統合されている。また、BSE対策についても従来から同様の措置が講じられてきている。

米国の肉骨粉等の牛への給与禁止措置の実効性については、交差汚染等の可能性を否定できない。

以上から、米国とカナダでBSEに関する汚染状況に大きな相違があるとみなすことは困難であり、今後、米国においてBSEが発生しないという保証はない。

なお、調査団の報告の内容については、「米国でのBSE発生に伴う海外調査について」

(<http://www8.cao.go.jp/shokuhin/iinkai/i-dai28/dai28kai-siryou1.pdf>)

をご覧ください。

### 【鳥インフルエンザ関係】

Q . 日本における鳥インフルエンザの発生が確認されましたが、政府としてどのような対応をしているのですか。

A . 1月12日に、山口県の採卵鶏農場での死亡鶏が高病原性鳥インフルエンザ(H5亜型)と確定されたことを受けて、農林水産省及び厚生労働省においては、その内容を直ちに公表しました。

また、農林水産省では、発生農場への部外者の立ち入り制限等を行うとともに、家畜伝染病予防法に基づき、鳥から鳥への感染を防ぐために、発生農場を中心とした半径30km以内の周辺農場における鶏等の移動制限等の防疫措置を講じました。

一方、厚生労働省では、当該施設から出荷された鶏卵について念のための措置として自主回収を指導するとともに、従事者等に対する感染防御を指導しました。

また、1月29日付で総合科学技術会議が「高病原性鳥インフルエンザ対策に関する緊急調査研究」として、ウイルスの病原性、ヒトへの感染予防等の調査研究を指定しました。同調査研究は農林水産省、厚生労働省、環境省の各省・関係機関が連携して実施します。

さらに、鳥インフルエンザについては、食品を通じた人への感染は報告されていませんが、食品安全委員会としても、1月15日の第27回食品安全委員会において、農林水産省及び厚生労働省から状況報告を受けるとともに、引き続き関係情報の収集に努めていく予定です。